

平戸市農業委員会第 11 回総会議事録

■開催日時：令和 2 年 2 月 27 日（月） 9 時 30 分～10 時 30 分

■開催場所：平戸市役所 3 階大会議室

■農業委員：19 人中 16 人出席 欠席委員：8、10、16 番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 64 号 非農地通知申出について

議案第 65 号 第 11 回農用地利用集積計画(案) について

議案第 66 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について

議案第 67 号 農地の賃借料情報等の決定について

議案第 68 号 買受適格証明願について

議案第 69 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定について

報告第 19 号 農地改良等届出について

日程 6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日も公私御多忙の中総会に出席いただきありがとうございます。</p> <p>皆様も、新聞テレビで報道されていますが、中国武漢で発生しました新型コロナウイルス、中国をはじめ世界各地での感染と広がっており憂慮しているところです。</p> <p>特に平戸市は観光地であり、「中国・韓国」からの観光客も訪れていますし、感染の可能性が今後高まるのではないかと心配しています。</p> <p>一日も早く感染の拡大が沈静化終息することを願うばかりです。</p> <p>さて、もう少しで暦は3月となります。農作業をはじめ多忙な時期を迎え、気持ちも新たに営農、農作業に努めていただきますとともに、事故・健康等には十分留意されますようお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案8件・報告1件であります。委員皆様の慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員8・10・16番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p>

会長	<p>それでは、議事録署名委員に 18 番、1 番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。</p>
会長	<p>■日程第 4 会務報告</p> <p>次に日程第 4、2 月の会務報告及び 3 月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは 2 月の主な会務報告をいたします。(2 月会務報告を報告) 次に 3 月の行事予定を申し上げます。(3 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、3 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 3 月 26 日(水曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階大会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 3 月 26 日(木曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、市役所 3 階大会議室において行うことといたします。</p>
事務局	<p>■日程第 5 議事</p> <p>《議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 - 1 ページをお願いします</p> <p>整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、地積は 2,167 m²、外 1 筆、計 2,813 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、19,906 m²、所有権移転した後の面積 22,719 m²になり、下限面積 50a をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、地積は 691 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、6,965 m²、今回申請した農地は、農地中間管理機構において貸借を行なっている農地であり、譲受後の耕作面積に変動はありません。下限面積 50a をクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>なお、この案件については、農地中間管理機構を介した貸借を行な</p>

事務局	<p>っており解約の手続きが必要となりますが、譲受人においては、農地中間管理機構を介した貸借を行なうとのことから、解約手続きを行わず、所有権移転登記後、農地中間管理機構と貸人の変更手続きを行なうため、解約の手続きはありません。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 62 号について、原案のとおり許可することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 62 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p>
	<p>《議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3-1 ページをお願いします。整理番号 1 番、譲渡人、譲受人については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑で、671 m²、用途は駐車場及び倉庫用地、農地種別は第 3 種、事由としましては、駐車場及び倉庫建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下、汚水などの発生はなく、また、周囲に農地もないことから、日照、通風による周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>議案 63 号の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 2 月 14 日午前 9 時 20 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は、申請地のそばに空き家を購入し、現在、リフォーム工事</p>

12番委員	<p>を行なっており、完成次第転居するとのことであります。</p> <p>購入した自宅の傍に倉庫及び家族の車両及び来客者の駐車スペースを確保したいとのことで、周囲は宅地及び山林で囲まれており、雨水については、自然流下とし汚水等は発生しないとのことであり、隣接する農地もないことから、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願ひます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 63 号を原案のとおり原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 63 号を原案のとおり、原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第 64 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 64 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4-1 ページをお願いします。整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地地目は畑で、95 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 2 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、1,692 m²、他 1 筆、計 2,963 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 3 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、4,464 m²、他 4 筆、計 5,255 m²、現況としましては山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 4 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は田で、433 m²、他 4 筆、計 4,071 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 5 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目</p>

事務局 会長	<p>は田で、462 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 6 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、231 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>次に、議案書 4 - 2 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 7 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、436 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 8 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、690 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 9 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、409 m²、他 4 筆、計 2,129 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 10 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、287 m²、他 1 筆、計 551 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 11 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、191 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 12 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、1,309 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 13 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は田で、1,702 m²、他 1 筆、計 3,050 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>整理番号 14 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は畑で、697 m²、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>議案 64 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 2 月 14 日午前 10 時 30 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、申請者の自宅の裏にありましたが、申請者は高齢のため施設に入所しているとのこと。また、スライドで見て頂いたとおり、農業用機械が進入できるような道もなく、従前より耕作されておらず、雑木が茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

3番委員	<p>議案 64 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 2 月 17 日午後 12 時 30 分頃から、わたしと赤木推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、道路の傍でありましたが、申請人は市外に在住しており、地元には母親がおりますが、高齢により耕作できない状況であり、スライドで見て頂いたとおり、従前より耕作されておらず、借受者もいないため、雑木等が茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
9番委員	<p>議案 64 号 整理番号 3 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 2 月 14 日午後 1 時 30 分頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、航空写真では位置を確認することができますが、現地に入る進入路も樹木等で覆われており、たどり着くのも困難な場所でした。なお、石原田 1064 番 1 は、申請人の自宅の傍でありましたが、申請人は市外に在住していること。また、進入路はあるものの農用機械が入れるようなものではなく、スライドで見て頂いたとおり、従前より耕作されておらず、借受者もいないため、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
5番委員	<p>議案 64 号 整理番号 4 番から 13 番について一括して補足説明を行ないます。令和 2 年 2 月 14 日午後 2 時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現地調査において航空写真で位置を確認しながら調査を行ないました。</p> <p>道路わきの農地は、容易に確認することができましたが、道路から離れた農地については、進入路も樹木等で覆われてり、たどり着くのも困難な場所でした。</p> <p>スライドで見て頂いたとおり、各申請農地は従前より耕作されておらず、借受者もいないため、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
4番委員	<p>議案 64 号 整理番号 14 番について補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 2 月 14 日午前 9 時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、道路傍ではありましたが、諸般の事情により耕作を行なうことができずにいたため、スライドで見て頂いたとおり、雑木が茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 64 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 64 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 65 号 第 11 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 65 号「第 11 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係で、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 5 ページになります。5-1 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は「田」、面積 3,095 m²ほか 1 筆、合計 4,455 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>計、新規 2 件 5 筆、面積 6,008 m²となっています。</p> <p>つづきまして</p> <p>議案書 5-1 ページ下段をお願いします。承認案件は農業経営基盤強化促進法にかかる農地の所有権の移転であります。</p> <p>整理番号 3 番、所有権の移転を受ける者及び所有権を移転する者については、記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転を設定する土地地目は「畑」、面積 3,133 m²、設定内容については、記載のとおりです。なお、移転後は飼料作物の作付けを行う予定です。合計、新規 1 件 1 筆、面積 3,133 m²であります。</p> <p>つづきまして、5-2 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通して賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 4 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地地目は「田」、面積 500 m²ほか、1 筆合計 2,685</p>

事務局	<p>m²、設定する利用権については、記載のとおりです。整理番号5番についてはご一読をお願いします。計、新規2件6筆、面積7,431 m²となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第65号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第66号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農地経営を行っている旨の証明願について》</p> <p>次に、「議案第66号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農地経営を行っている旨の証明願」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>まず、6の1ページの整理番号1番から4番までの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第66号贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行なっている旨の証明願について』を説明いたします。</p> <p>農地の生前一括贈与に伴う、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3年ごと、税務署及び長崎県に、「納税猶予継続適応届出書」の提出が、義務つけられています。提出された、「納税猶予継続適応届出書」に添付する書類として、「引続き農業経営を行っている旨の証明書」が、必要になります。</p> <p>証明書を発行するには農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。地区担当委員には予め個別に確認をいただいております。</p> <p>まず1番から4番までの方をご説明いたします。地区、受贈者の住所氏名、贈与者氏名、贈与年は記載のとおりです。農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとに、ご本人とも確認いたしました。</p>

	<p>1 番につきましては贈与を受けた農地面積は 11,187 m²で、そのうち利用状況調査におきまして、B判定は 3,619 m²ありましたが、B判定のうち 2,481 m²は果樹を植えており自己保全中。残り 7,568 m²は耕作中であることを確認しております。</p> <p>2 番につきましては贈与を受けた農地面積は 10,764 m²で、そのうち利用状況調査におきましてB判定は 3,997 m²でした。このB判定農地につきましては自己保全を行うよう指導しております、6,767 m²は耕作中です。</p> <p>3 番につきましては贈与を受けた農地面積は 24,328 m²で、そのうち利用状況調査におきましてB判定は 6,443 m²です。このB判定農地につきましては自己保全を行うよう指導しておりますが、残り 17,885 m²は耕作中です。</p> <p>4 番につきましては贈与を受けた農地面積は 10,035 m²で、そのうちB判定は 662 m²ですが自己保全中です。非農地が 4,313 m²ありまして、この非農地通知は令和元年 11 月に通知しております。</p> <p>非農地につきましては、今後耕作の予定もないことを確認いたしましたので、特例農地等の異動の明細書に記載の上、申請をいたしますが、残 5,722 m²が耕作中であります。以上 1 番から 4 番までのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>6 の 1 ページの議案第 66 号中、整理番号 1 番から 4 番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>会員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 66 号中、整理番号 1 番から 4 番の案件について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案の「6 の 1 ページ 整理番号 5 番」を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、14 番農業委員の退席を求めます。</p> <p>(14 番農業委員の退席)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、同議案、「6 の 1 ページ 整理番号 5 番」について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>5 番につきましては、贈与を受けた農地面積は 21,631 m²で、そのうち利用状況調査におきまして B 判定は 930 m²でしたが、この B 判定農地につきましては自己保全中とのことでしたので、贈与を受けた農地面積全てが耕作中であると確認しております。</p> <p>移譲、5 番のご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 66 号中、整理番号 5 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 66 号中、整理番号 5 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、14 番農業委員の入場を求めます。</p> <p>(14 番農業委員の入場)</p> <p>《議案第 67 号 平戸市農地賃借料情報の公表について》</p> <p>次に、「議案第 67 号 平戸市農地賃借料情報の公表」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 7 ページになります。議案書 7-1 ページをお願いします。</p> <p>令和元年度における農地賃借料の算定方法を変更いたしました。</p> <p>変更の理由としまして、7-2 ページの本市における過去の賃借料の推移を見ますと、特定の地区では賃料の平均値にも関わらず単年度で倍増、または半額と大きく変動しています。</p> <p>この大きな変動は、物納である 1 反当たりの玄米 60kg 約 1 万 5 千円を単価として算入させたことから、物納の件数増減で大きく左右される結果が生じること、当該地区の賃借件数が 5 件未満の場合は過去の平均値から算出していたため、地区間で大きな差を生じさせるものとなっていました。</p> <p>このことから、各地区における金銭による賃借料のみを反映した平均値としました。また、当該地区における件数が 5 件未満の場合は 5 件以上の地区単価の平均値としたところ です。</p>

事務局	<p>物納である 1 反当たりの玄米 60kg 1 万 5 千 183 円と農林水産省の基準を適用しております。この算出方法を用いた賃借料が 7-1 ページの中下段の表に示しています。</p> <p>今回の算出データにつきましては、賃借合計 94 件、うち金納が 57 件、物納が 37 件となっています。説明は以上となります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
15 番委員	<p>この表では基盤整備農地とそうでない農地とでは違いが出ると思いますが、その区分がありませんが考慮しないのですか。</p>
事務局	<p>これまでの賃借料試算につきましては、金納・物納に関係なく平均値を出す方式で決定していたため、実態から離れた賃料になっていました。この点を改善するため算出方式を変更しましたが、基盤整備の有無までは整理しておりません。このことから、今回は基盤整備の有無につきましては考慮していない数値となります。</p>
15 番委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 66 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 67 号を原案のとおりとすることで決定いたします。</p>
	<p>《議案第 68 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明について》</p> <p>次に、「議案第 68 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明」について、事務局は議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 8-1 ページをお願いします。</p> <p>本案件は、農地の競売、公売の入札に農地を取得できないものが参加することを未然に防止するため、入札に参加する際、必要な書類と</p>

事務局	<p>して、今回、農地法第3条の許可を受けられることを証明するための証明書発行に係る審査になります。</p> <p>整理番号1番、出願人は記載のとおりです。申請農地地目は田で1,013㎡、他1筆、計3,145㎡、自作で、出願人の現在の耕作面積32,193㎡であり、下限面積は50aを超えており問題はありません。</p> <p>事由については経営規模拡大のため、新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、1-平-2、を予定しております。</p> <p>今後の農地の利用計画ですが、水稻及び牧草の作付け、農家従事日数は150日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第3条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はないと思われます。</p> <p>つづきまして、整理番号2番、出願人は記載のとおりです。申請農地地目は田で1,013㎡、他1筆、計3,145㎡、自作で、出願人の現在の耕作面積6,050㎡であり、下限面積は50aを超えており問題はありません。</p> <p>事由については経営規模拡大のため、新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、1-平-2、を予定しております。今後の農地の利用計画ですが、里芋などの野菜の作付け、農家従事日数は150日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第3条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はないと思われます。</p> <p>今回は、平戸市が実施する公売であり、チラシ等において周知がなされておりますが、公売方法については入札、公売日は令和2年3月3日となっております。</p> <p>どちらとも、耕作目的での取得を希望しており、落札者となった場合には、農地法第3条の許可要件を満たしていることを証明するものです。したがいまして、今回の出願人が落札者となった場合、後日、提出される農地法第3条の規定による許可申請書については、証明時と事情が異なっていなければ、総会での審議を経ずに許可することになります</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 68 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 69 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について》</p> <p>次に、「議案第 69 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定」について、事務局は議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号では、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では 2 ha、都府県では 50a（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合とされており、達成できない場合、農地の取得はできないこととなります。</p> <p>そのことから、平戸市においては、一部の地区について、別段の面積を定めております。各地区の別断面積について、昨年と変更はありませんが、農地法施行規則第 17 条に示される基準に従い算出を行っております。</p> <p>詳細については、資料を先月配布させて頂きましたが、旧町村単位での 10a 単位で農家戸数を割り出し、経営耕地面積規模ごとに割合を出した結果を基におおむね 4 割近くの方が農地を保有している面積を下限面積として設定を行っております。</p> <p>議案書 9 - 1 ページをお願いします。</p> <p>議案書 9 - 1 ページに記載しておりますとおり、別段面積を摘要する区域を平戸、度島地区、津吉地区、志々伎地区、生月地区を 30a、獅子地区、中津良地区を 40a とし、それ以外の地区は 50a としてあります。また、平成 30 年 9 月より適用しております、空き家に付属する農地として指定を受ける場合の別段面積を 1 m² とし、空き家バンクに付属した農地として、U・I ターン者が取得・買い受けることができるものとしております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

	(質疑なし)
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 69 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 69 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 19 号 農地改良等届出について》</p> <p>次に、「報告第 19 号 農地改良等届出」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをお願いします。本案件は、令和元年 12 月 9 日付けで農地法第 3 条の規定による許可申請を受理し、12 月 26 日総会の議案第 47 号につきまして審議決定いただき、申請者に同日付けで許可指令書を発行いたしました。</p> <p>その後、申請者から「申請書内容に誤りがあり訂正したい」との申し出があり、「農地法第 3 条関係事務処理要領準則」に基づき、許可書の内容訂正手続きが完了したことから報告するものであります。</p> <p>それでは、議案書 10-1 ページをお願いします。譲渡人、譲受人、申請農地等の訂正はありません。</p> <p>訂正箇所は備考欄に記載しておりますが、許可申請書において契約に関する事項が「所有権売買」となっていましたが、元々は、「所有権贈与」と記載すべきであったため、先ほど申しあげました準則に基づき、許可書の訂正手続きを報告するものであります。</p> <p>以上で報告説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 19 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと</p>

会長	<p>思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：10 時 30 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>18 番委員 _____ 印</p> <p>1 番委員 _____ 印</p>

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸